#### 国土交通省における復旧・復興事業の更なる施工確保対策

平成24年6月15日 国 土 交 通 省

# <背景と課題(現状)>

国土交通省においては、昨年秋以降の被災地における入札不調の増加への対応として、その主な要因と考えられる技術者・技能者の不足及び労賃等の実勢価格の予定価格との乖離について、本年2月14日に第2回復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会を開催し、「国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策」として対策を公表した上で、2月中に具体的な内容をまとめ、関係発注機関に対して通知等したところである。

入札不調の発生率については、今年に入ってから昨年末のピーク時と比較するとやや減少傾向が見られるところであるが、公表されている発注見通しを勘案すると、今後、本格的に復興事業が発注される段階ではこれまで以上の施工確保対策が求められることになるものと考えられる。

このため、被災地における今後の更なる懸念に対してあらかじめ対応すべく、 地方公共団体及び関係業界団体からの要望及び意見等を踏まえ、前回の対策に 追加して以下の対策を実施する。

なお、今回追加した対策についても、各関係発注機関に対し、これらの事項 を実施するに当たって必要な通知等を発出すること等により周知し、各関係発 注機関においても適切に対応が講じられるようにする。

# <対 策>

- I 発注支援対策
- 1. 事業のスピードアップのための市町村等の発注業務支援
- (1) 市町村の復興まちづくりを推進するための新たな発注方策の検討
  - 【現 状】これまでと同様に設計業務と工事施工を別々に発注し、発注者自らが工事統括を行うことでは、今後、膨大な量の発注が行う必要が生じた際に、発注者におけるノウハウやマンパワーの不足が顕在化し、結果として、復興まちづくり事業の遅れを招きかねない。

【対応策】調査・設計段階から民間事業者のノウハウを活用する市町村の復興まちづくりを地元企業を活用しつつ推進するための新たな入札契

約方式として、CM方式を活用した設計・施工一括発注方式について、地方公共団体における具体の事業をモデルとした検討を行い、本方式による発注を行う。

(→事業化の進捗状況や地方公共団体の意向を踏まえて順次実施。)

# Ⅱ 入札不調対策

- 1. 予定価格等の適切な算定
- (1) 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定
  - 【現 状】建設企業への調査や統計調査の結果等を活用することにより、2 月20日から新たな公共工事設計労務単価を適用。
  - 【対応策】前回改定(2月20日)以降の直近の労務単価の実態を機動的に 予定価格に反映させる。

(→6月中に新たな単価を適用)

# (2) 資材等の市場高騰期における見積り活用の推進

【現 状】労務単価・資材単価が著しく変動する場合には、一定の調査期間が必要な通常の手法では、調査から単価公表までのタイムラグの間で実勢単価と調査を基に算定された積算単価の間に乖離が生じているおそれがある。

【対応策】価格変動が著しい特定の地域の特定の労務費、資材費について、 適確な予定価格を算出するため、見積もりを積極的に活用して積算 する方式を実施。

(→6月中に関連通知を発出予定)

### (3) 点在する工事での工事箇所毎の間接費算定

【現 状】施工箇所が複数ある工事について、工事箇所ごとに間接工事費(共通仮設費、現場管理費)の算定を可能としたが、工事箇所が市町村をまたいで点在することを要件としていた。

【対応策】市町村合併により市町村の面積が拡大している状況に鑑み、発注 者の判断により、市町村をまたがなくても工事箇所毎の間接工事費 の算定を可能とする。

(→6月中に関連通知を発出予定)

- (4) 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入
  - 【現 状】被災地以外からの労働者の確保に必要な旅費や宿泊費等について、 予定価格では全国の実績調査を基に率計上で積算しているが、労働 者の確保方策に変更があった場合に施工者の負担増が生じるため、 復興事業の足かせとなっている。
  - 【対応策】企業の参加を促すため、労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更での対応を可能とする。

(→6月中に関連通知を発出予定)

- (5) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
  - 【現 状】不足する建設資材を遠隔地から調達した場合、工事現場への輸送 費がかかるため、積算額との間に乖離が生じる。
  - 【対応策】需給逼迫等により建設資材を他地域からの調達に変更せざるを得ない場合、輸送費について、設計変更での対応を可能とする。

(→6月中に関連通知を発出予定)

- 2. 技術者や技能者の確保
- (1) 作業員宿舎建設に係るスキーム及び支援制度の提示
  - 【現 状】被災地における復興事業が本格化し、被災地以外からの現場作業員の増加が見込まれる中、工事に従事する作業員の宿舎が不足し、事業の円滑な施工に支障が生じる懸念がある。
  - 【対応策】設置主体別に作業員宿舎建設に係るスキーム及びその際に活用可能な支援制度を提示。

(→協議会において周知)

- (2) 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入(再掲)
- (3)復興JVの活用を促進するための環境整備
  - 【現 状】復興 J V 制度を試行しているが、地元以外の地域で行った事業の 実績が地元の入札では考慮されないことがあり、被災地域外の企

業が復興JVへの参加を見合わせている可能性がある。

【対応策】被災地での工事実績が地元の工事実績に反映されるなど、被災地外の企業が復興 J V に参加しやすくなる仕組みを検討する。 (→被災地域外の地方公共団体の意見を把握した上で対応)

# 3. 生コン等資材の確保

- (1) 資材連絡会・分科会の設置・拡充
  - 【現 状】各主体が他の主体や建設資材の需給見直しを十分把握しないまま に調達が行われている場合があり、地区や資材によっては需給が逼 迫する状況が見受けられる。
  - 【対応策】建設資材対策東北地方連絡会において、建設資材の需要・需給の 見通しを公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で情報共有。 必要に応じ、資材別・地区別での情報連絡会を開催。

(→既に実施済。今後必要に応じて対象を適宜拡大)

(2) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入(再掲)

# くその他(留意事項)>

今回新たに講じる対策については、基本的に被災3県を対象としたものであるが、被災3県以外への影響についても実情把握に努め、全体として、支障が生じることのないよう配慮する。